

○笛吹市建設工事検査要綱

平成18年2月20日

訓令第2号

改正 平成20年3月25日訓令第8号

平成29年12月12日訓令第18号

令和2年3月27日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事の契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2の規定、笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号。以下「財務規則」という。)第168条の規定並びに笛吹市建設工事執行規則(平成16年笛吹市規則第102号。以下「執行規則」という。)第35条から第37条及び第40条の規定に係る工事の検査について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「工事」、「契約担当者」、「監督員」及び「検査員」とは、それぞれ執行規則第2条第1号に規定する工事、同条第2号に規定する契約担当者、同条第3号に規定する監督員及び同条第4号に規定する検査員をいう。

2 この要綱において「検査」とは、次項から第5項に規定する完成検査、出来形検査及び部分検査をいう。

3 この要綱において「完成検査」とは、執行規則第36条第2項に規定する工事の完成を確認するための検査をいう。

4 この要綱において「出来形検査」とは、執行規則第40条第2項に規定する工事の出来形部分及び製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分」という。)の検査をいう。

5 この要綱において「部分検査」とは、執行規則第37条第1項の規定により工事目的物を部分使用する場合等に、契約担当者が特に検査が必要であると認めて行う工事の一部の検査をいう。

(適用)

第3条 この要綱は、笛吹市が発注する工事の検査に適用する。

(検査の依頼)

第4条 財務規則第168条の規定により検査を行う場合で当該検査を依頼するときは、工事を担当する課長(以下「担当課長」という。)は、完成検査依頼書(様式第1号)、出来形検査依頼書(様式第2号)又は部分検査依頼書(様式第3号)により、管財課長に検査を依頼するものとする。

(検査の命令)

第5条 管財課長は前条の規定による検査の依頼があったときは管財課の検査員に執行規則第35条の規定により、検査を命ずるものとする。

(検査の立会)

第6条 検査には監督員、担当課長又はその命を受けた者(以下「担当課長等」という。)及び受注者が立ち会うものとする。ただし、検査員が、担当課長等の立会いを要しないと判断した場合には、この限りでない。

(検査の方法)

第7条 検査員は、契約書、仕様書、設計書及び図面その他の関係書類に基づき検査を行うものとする。

2 完成検査については、出来形検査及び部分検査の既済部分との重複を妨げないものとする。

3 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、工事目的物を最小限度破壊して検査を行うことができるものとする。

(検査結果の報告及び措置)

第8条 検査員は、検査の結果、第2条第3項から第5項に規定する検査の対象とした工事又は出来形部分を合格と認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める検査調書、出来形検査調書又は部分検査調書を作成し、速やかに契約担当者に提出するとともに、その写しを担当課長等に送付するものとする。

(1) 完成検査 検査調書(笛吹市財務規則様式第88号)

(2) 出来形検査 出来形検査調書(様式第4号)

(3) 部分検査 部分検査調書(様式第5号)

2 検査員は、検査の結果、第2条第3項から第5項に規定する検査の対象とした工事、出来形部分又はその一部に不適正な部分があり合格と認めることができないときは、直ちに修補指示書(様式第6号)により受注者に修補を指示するとともに、その写しを担当課長に送付するものとする。

(再検査)

第9条 前条第2項の規定により修補を指示した工事、出来形部分又は工事の一部の再検査(以下「再検査」という。)は、当該検査を行った検査員が行うものとする。

2 第6条、第7条及び前条の規定は、再検査について準用する。

3 担当課長は、受注者から手直し完了届(執行規則様式第18号)を受理したときは、速やかに修補完了確認を行い、修補完了確認報告書(様式第7号)により当該検査員に報告するものとする。

(検査の中止)

第10条 検査員は検査の実施に当たり次の各号のいずれかに該当するときは検査を中止し、直ちに契約担当者に報告するものとする。

(1) 受注者若しくは現場代理人又は検査対象工事に係る者が検査の実施を妨害したとき。

(2) 検査の実施が困難なとき。

(工事成績の評定)

第11条 工事に係る成績の評定は、別に定める笛吹市建設工事成績評定要領(令和2年笛吹市訓令第16号)により実施するものとする。

2 工事に係る評定の結果の報告は、第8条第1項に規定する完成検査の検査結果の報告終了後速やかに行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月12日訓令第18号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日訓令第12号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。